

衆憲資第 58 号

**「国際機関と憲法～特に国連憲章を中心
として～」に関する基礎的資料**

(平成 16 年 10 月 21 日の参考資料)

平成 16 年 10 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 16 年 10 月 21 日（木）の衆議院憲法調査会において、「国際機関と憲法～特に国連憲章を中心として～」をテーマとする委員間の自由討議を行うに当たって、委員の便宜に供するため、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、憲法調査会の調査にあらわれた上記の調査テーマに関する論点及び委員の発言を整理するとともに、上記の調査テーマに関する諸事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を収集し、整理・解説を試みたものですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

目 次

第一部 国連の概要及び国連の集団安全保障システム等

国連の概要

1 国連の成立と目的・原則	1
（1）成立	1
（2）目的・原則	1
2 国連憲章	2
（1）国連憲章の性格	2
（2）改正手続	2
3 国連と国家主権との関係	2
（1）表決方法の在り方と国家主権	2
（2）安保理への権限の移譲・安保理決議の拘束力	3
4 国連の組織	3
5 国連の財政	4

国連の集団安全保障システムその他の平和確保の手段

1 集団安全保障の発動システム	5
2 機能不全とその補完	6
3 自衛権	8
（1）自衛権の要件	8
（2）集団的自衛権	9
4 地域的取極・地域的機関	10
（1）国連憲章上の地域的取極・地域的機関の位置付け	10
（2）地域的取極・地域的機関に対する国連の統制の例外	11

国連改革

1 安保理改革	12
（1）ハイレベル委員会	12
（2）常任理事国入りに対する我が国のスタンス	12
（3）常任理事国入りと憲法	13
2 国連改革に関する有識者懇談会	14

第二部 国際連合・国連憲章と憲法等に関する論点及びこれまでの調査における当該論点ごとの意見	15
---	----

参考条文 国連憲章（巻末）	
---------------	--

第一部 国連の概要及び国連の集団安全保障システム等

国連の概要

1 国連の成立と目的・原則

(1) 成立

第二次世界大戦の勃発後まもなく、国際連盟に代わる新たな一般的国際平和機構の創設に向けた動きが生じるようになり、1941年8月14日の「大西洋憲章 (Atlantic Charter)」では、「広範かつ恒久的な一般的安全保障制度」の確立が言明された。また、1943年10月30日の米英ソ中4カ国による「モスクワ宣言」では、「戦後できるだけ早い機会に一般的国際機関を設立する必要性」が認められるとともに、「平和と安全の維持のため、すべての平和愛好国の主権平等を基礎とし、これらの諸国は、国の大小を問わず加盟できる」との原則が示された。この宣言を具体化するため、1944

< 国際連合の成立史 >

年 月	事実の概要
1939. 9	第二次世界大戦勃発
1941. 8	大西洋憲章
1943.10	モスクワ会議
1944.10	ダンバートン・オークス提案
1945. 2	ヤルタ会談
1945. 4	サンフランシスコ会議
1945. 6	国連憲章採択
1945. 9	日本が降伏文書調印
1945.10	ポーランド署名 国際連合発足

年8月から10月にかけて、ワシントン郊外において米英ソ中4カ国の代表者会議が開催され、「ダンバートン・オークス提案 (Dumbarton Oaks Proposal)」と称される草案が発表された。この草案は、1945年2月に開催されたヤルタ会談において安保理常任理事国に拒否権を認める旨の修正が加えられるなどした後に、1945年4月から6月にかけて開催されたサンフランシスコ会議において、「国際連合憲章 (Charter of the United Nations)」として、50カ国 (同年10月15日にポーランドが署名) の署名を得て採択された。その後、同年10月24日、国際連合は、正式に発足した。

(2) 目的・原則

国際連合は、国際の平和及び安全の維持、経済的・社会的国際協力の達成、人民の同権・自決原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係の発展及び世界平和の強化、これらの共通目的達成のための諸国の行動の調和を目的とする (国連憲章前文及び1条)。この目的を達成するに当たっての国際連合及び加盟国の基本原則として、加盟国の主権平等、国連憲章上の義務の誠実な履行、国際紛争の平和的解決、武力による威嚇又は武力行使の禁止、国際連合の行動に対するあらゆる援助の供与、非加盟国による基本原則の遵

守の確保、 国内管轄事項の不干渉が挙げられている（2条）。

2 国連憲章

（1）国連憲章の性格

国連憲章は、前文及び19章111カ条からなる国連の法的基礎をなす設立条約である。各主要機関に関する規定など、組織法としての性格を持つ一方で、武力不行使義務（2条4項）など、国際法の基本原則をも含み、憲章（以下、「憲章」は、国連憲章を指す。）に基づく義務は他の国際協定に基づく義務に優先すると規定されている（103条）。

（2）改正手続

国連憲章の改正は、総会又は全体会議の3分の2の多数で採択され、かつ、すべての常任理事国を含む加盟国の3分の2によって批准されなければ効力を生じない（108条、109条）。これまでに実現した改正は、安全保障理事会の非常任理事国数の拡大（23条）とこれに伴う表決数の改正（27条、109条）及び経済社会理事会の理事国数の拡大（61条）のみである。

3 国連と国家主権との関係

（1）表決方法の在り方と国家主権

国際連盟では伝統的な主権尊重の建前から、全会一致が原則とされていたのに対し、国連は議事運営の能率化・円滑化のために多数決制度を採用した¹。例えば、安保理決議は多数決によって採択され、単なる「勧告」ではなく「決定」として全加盟国に対し法的拘束力を有する場合もある（25条）²。また、国連憲章の改正は、安保理の全常任理事国を含む加盟国の3分の2が批准することにより全加盟国を拘束する（108条）。こうしたことを捉えて、加盟国の主権が制限されているか否かが問題とされるが、常任理事国以外は同意のない決定・改正に拘束され得ることから、加盟国の主権が制限されると見る見解がある一方、このような意思決定手続や改正手続は国連憲章に明記されており、国家は国連加盟時にこれに同意したのであるから、主権の制限には当たらないとする立場もある³。国連憲章には脱退に関する規定はないが、特定の改正に

¹ 香西茂・大寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説』有斐閣（2001年）p.126。もっとも、同著によれば、対立が表面化するのを避けるため、表決よりもコンセンサスにより議決を行う方式が用いられ、事前の非公式の協議により譲歩によって意思を調整する努力が行われている。

² 安全保障理事会の表決には五常任理事国の拒否権が与えられており、その限りで全会一致主義が残存する（香西他『前掲書』注1 p.126）

³ 波多野里望・小川芳彦『国際法講義』有斐閣（2001年）p.291、西井正弘編『図説 国際

不満な加盟国は国連から脱退する途が残されている⁴。

(2) 安保理への権限の移譲・安保理決議の拘束力

国連憲章 24 条は、「加盟国は国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、かつ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果すに当たって加盟国に代わって行動することに同意する」と規定する(1 項)。平和維持の任務は、国家主権の一部分をなす公権力の権限であり、24 条の権限の移譲は究極的には主権の移譲と分析することもできるとの見解もある⁵。

安保理は、勧告、勧誘、決定などを行う。勧告や勧誘は法的拘束力を持たないが、決定は法的拘束力を持ち、「加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾しかつ履行することに同意する」(25 条)とされる。加盟国は、憲章を批准し、その諸帰結を受諾することによって、安全保障理事会に対し、理事会が国際の平和と安全の維持のために加盟国に代わって拘束力のある決定を行う権利を委ねている。国連憲章は安保理の決定を補完するために加盟国の批准を求めておらず、安保理の決定は、加盟国の批准ないし受諾を前提とせず、その国を直接拘束する⁶。

4 国連の組織

国際連合の主要機関には、総会、安全保障理事会等、以下の表に掲げる 6 機関があり、これらの機関の下に下部機関が設置されているほか、協定に基づき連携が図られている専門機関が存在する。

名称	構成、主たる任務等
総会	国連の全加盟国で構成される機関であって、その任務は、国連憲章の範囲内のすべての事項に及ぶ。他の機関と権限が競合する場合、経済社会理事会及び信託統治理事会との関係では総会が優位に立ち、他方、安全保障理事会との関係では総会は副次的な機能を遂行するにとどまる。総会の決議については、各加盟国は 1 の投票権を有し、重要問題に関しては 3 分の 2 以上、また、それ以外の事項に関しては過半数の得票によりなされる。その効力は、勧告にとどまるが、国連の組織内部の運営に関する事項に係る決議は、決定としての効力を有する。

法』有斐閣(1999年)p.64、p.76

⁴ 藤田久一『国連法』東京大学出版会(1998年)p.145。サンフランシスコ会議において、国連からの脱退を認めることが了解されている。もっとも、脱退により国際社会において不利な立場にたつことになることから、ほとんど現実的なものではないとされる。

⁵ アラン・プレ、ジャン・ピエール共編『コマンテール国際連合憲章(上)』東京書籍(1993年)p.579

⁶ 藤田『前掲書』注4 p.109-110、アラン・プレ他共編『前掲書』注5 p.601

安全保障理事会	英米口仏中の常任理事国及び総会で選出される 10 の非常任理事国から構成される機関であって、国際の平和及び安全の維持に関する主要な任務を負い、その義務を果たすに当たって加盟国に代わって行動する権限を有する。安全保障理事会の決議は手続的事項と実体的事項とに区別され、後者については、全常任理事国を含む 9 力国の賛成を必要とする。このような常任理事国の権限を拒否権 (veto power) という。また、安全保障理事会の決議は、加盟国を法的に拘束する場合がある。
経済社会理事会	総会において選出される 54 の加盟国から構成される機関であって、その下に下部機関を設け、また、専門機関との連携を図ることにより、経済的・社会的国際協力を促進することをその任務とする。経済社会理事会の決議は、過半数によりなされ、その効力は勧告にとどまる。
信託統治理事会	信託統治地域の施政国、安保理常任理事国で施政国でない国及び総会で選出される国から構成される機関であって、信託統治の監督に当たることを任務とする。しかし、すべての信託統治地域が独立を果たしたため、その役割を終えたとされる。
国際司法裁判所	総会及び安保理の選挙で選出される国籍を異にする 15 名の裁判官から構成される常設の国際裁判所であって、法律的紛争の裁判、総会等の要請に応じた勧告的意見の提示等をその任務とする。その判決は、当事者間において、かつ、その事件に関してのみ拘束力を有する。
事務局	安保理の勧告に基づき総会が任命する事務総長及び個人的資質と地理的配分を基準に採用される職員から構成される機関をいう。事務総長は、行政職員の長としての任務のほか、国際の平和及び安全の維持を脅かす事項について安全保障理事会の注意を促すこと、総会及び三つの理事会から委託される任務を遂行すること等の実質的政治的権能を有する。

5 国連の財政

国際連合の財政は、加盟国の分担金により賄われる通常予算、加盟国の自発的拠出金等により賄われる特別勘定や信託基金等からなる。分担金は、分担金委員会の勧告に基づき総会が定期的に決定する分担率に従い、各加盟国に課せられる。1980 年代後半から、分担金の滞納、組織の肥大化等を原因として財政危機が顕在化し、このことをも背景に、国連改革の必要性が唱えられている。

なお、近年、増大傾向にある PKO 経費については、通常予算とは別勘定とされ、PKO 特別分担率に従って加盟国に課せられる分担金により賄われている（日本の負担率は、通常分担金の負担率と同じ。）。

国連分担金の推移⁷

	国名	2004年		2003年
		分担率(%)	分担金額(百万ドル)	分担率(%)
1	米国	22.000	362.9	22.000
2	日本	19.468	279.6	19.516
3	ドイツ	8.662	124.4	9.769
4	英国	6.127	88.0	5.536
5	フランス	6.030	86.6	6.466
6	イタリア	4.885	70.2	5.065
7	カナダ	2.813	40.4	2.558
8	スペイン	2.520	36.2	2.519
9	中国	2.053	29.5	1.532
10	メキシコ	1.883	27.0	1.086
11	韓国	1.796	25.8	1.851
12	オランダ	1.690	24.3	1.738
13	オーストラリア	1.592	22.9	1.627
14	ブラジル	1.523	21.9	2.390
15	スイス	1.197	17.2	1.274
16	ロシア	1.100	15.8	1.200
17	ベルギー	1.069	15.4	1.129
18	スウェーデン	0.998	14.3	1.027
19	アルゼンチン	0.956	13.7	0.969
20	オーストリア	0.859	12.3	0.947

2004年に記載された分担率は、2005～06年にも同率が適用される。

国連の集団安全保障システムその他の平和確保の手段

1 集団安全保障の発動システム

国連憲章においては、その主たる任務である国際の平和及び安全の維持に係る施策として、武力行使を一般的に禁止した上で、国際紛争の平和的解決、軍備規制、集団安全保障（collective security）が想定されている。集団安全保障とは、国際社会又は一定の国家集団内において、すべての国家の体制への参加、体制内での協力及び連帯性を前提として、諸国が相互に不可侵を約束し、この約束に反して武力行使を行う国家に対し、それ以外のすべての国家が協力して集団的に強制措置を講ずるもので、諸国の結集した力の威圧により、平和を維持し又は回復し、相互の安全を保障する体制をいう⁸。

集団安全保障システムの発動は、原則として、安全保障理事会の中央集権的な統制の下に行われる。安全保障理事会は、まず、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を認定し（39条）、国際の平和と安全の維持又は回

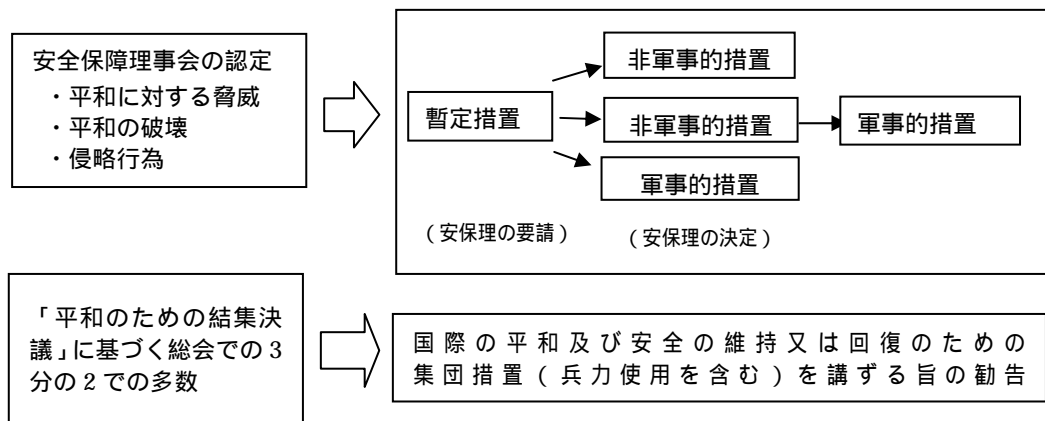
⁷ 外務省ホームページ「2002 04 国連通常予算分担率・分担金」より（抜粋）。

⁸ 香西他『前掲書』注1 p.256

復のために勧告を行う（39条）。また、事態の悪化を防ぐための暫定措置に従うよう要請し（40条）さらに、非軍事的措置を決定し（41条）非軍事的措置では不十分であると認める場合に、軍事的措置を決定する（42条）。加盟国は、非軍事的措置又は軍事的措置の履行を安保理から命じられた場合、これに必要な協力を行う義務を負う（25条、48条、49条）。

このほか、安全保障理事会の機能不全を補完することを目的として、総会は、「平和のための結集決議（1950.11.3）」に基づき、加盟国に対し、兵力の使用を含む集団的措置を勧告することができるとされている⁹。

（国連憲章の集団安全保障の発動システム¹⁰）



2 機能不全とその補完

いわゆる「憲章上の国連軍」とは、加盟国、特に5大国があらかじめ定められた兵力分担計画に従い提供した軍隊で組織され、国連の使用に委ねられるもので、平和の破壊等を阻止し、又は鎮圧するための強制的性格を有する軍事制裁のための兵力をいう¹¹。「憲章上の国連軍」は、加盟国の国別軍隊としての性格を残しつつも、その軍隊が安保理の指揮系統を通じて国連の直接の統轄の下に置かれるという点で、国際軍としての性格を有する。ただし、憲章43条に規定する兵力分担等を定める特別協定が締結されていないことから、今日に至るまで、創設された例はない¹²。

国連の集団安全保障は、冷戦期において、拒否権を有する五常任理事国間の

⁹ 同決議は、集団的強制措置の勧告の他、総会が会期中でない場合の「緊急特別会期」の開催などを内容とする。実際には、総会による強制措置という実質的側面は行使されず、緊急特別総会が招集されるという手続面のみが活用されている。

¹⁰ 西井編『前掲書』注3 259頁より引用（一部変更）

¹¹ 山本草二『国際法』有斐閣（1999年）p.723頁

¹² 1950年の朝鮮戦争の際に組織された朝鮮国連軍は、憲章39条の「勧告」に基づく措置であること、軍司令官の任命が米国に委ねられていたこと、休戦協定の締結により紛争解決が図られたこと等の理由から、憲章上の国連軍ではないと一般に考えられている。

意見の不一致のため、有効に機能することができなかった。そこで 1950 年の国連総会において、安全保障理事会が常任理事国間の不一致により機能し得ない場合に、直ちに問題を総会に移し、総会の 3 分の 2 の多数決で兵力の使用を含む集団的措置を勧告できるとする決議を採択した（「平和のための結集決議」）。この決議は、大国間で意見が対立したまま集団的措置を発動しても、世界戦争のおそれを増す結果になるので、実際にはこの決議に基づいて総会が兵力使用を伴う集団的措置を勧告したことはない¹³。

1980 年代末における冷戦の終結によって、常任理事国間の意見の一致が得られるようになり、安全保障理事会は 1990 年代に入ると頻繁に強制措置を発動することになった。近年、湾岸戦争時のように国連憲章 7 章の下に加盟国による武力行使を容認する決議、PKO¹⁴ 等が国際紛争解決の手段として重要な意味を有するようになってきている。

多国籍軍の根拠となる安保理の「授權」決議の国連憲章上の位置付け

- 1 湾岸戦争時の多国籍軍の根拠とされた安保理決議 678 号の憲章上の位置付けに関する学説は、憲章の特定の条文に結びつける説、国連の黙示的権能に根拠を求める説、憲章違反とする説に分かれ、はさらに、-1 多国籍軍の行動を 51 条の集団的自衛権に基礎付ける説（42 条の行動とも両立するとする説もある）、-2 憲章 39 条の安保理の勧告に基づくとする説、-3 憲章 42 条の軍事的強制措置の決定に基づくとする説に概ね分けられる。安保理決議 678 号の国連憲章上の根拠については、多国籍軍の事例の蓄積とともにしだいに議論の対象とならなくなった。
- 2 湾岸戦争以降に編成された多国籍軍に関わる安保理決議は、実際には憲章の特定の条文を引用することなく、「憲章第 7 章の下で行動して」などの形で言及するにとどまり、安保理においても、決議文で用いられる表現を憲章の特定の条文に結びつけるような議論は行われていない。結局のところ、各国の法的確信では、安保理は憲章 7 章（及び 8 章）のもとで加盟国に必要な権限を付与し、多国籍軍に武力行使を授權することができるかとされているようである。

出典 国立国会図書館「冷戦後の国連安保理決議に基づく「多国籍軍」
『レファレンス』（2003 年 3 月）

¹³ 松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法（第 4 版）』有斐閣（2003 年）p.285

¹⁴ PKO に関する詳細については、衆憲資第 9 号『国連平和維持活動について』参照。

3 自衛権

国連憲章は、安保理が必要な措置をとるまでの間の加盟国による個別的自衛権・集団的自衛権に基づく行動を認めている（51条）。

第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

（1）自衛権の要件

自衛権行使の要件は、一般的に次のように考えられている¹⁵。

「武力攻撃」に対するものであること

テロ行為のような私人による犯罪行為や私人の生命・財産に対する侵害行為は自衛権行使の対象にならない¹⁶。

「武力攻撃が発生した場合」であること

先制的・予防的自衛権は許されず¹⁷、また、武力攻撃がいったん終息した後の報復としての武力行使も許されない。

武力攻撃を撃退するために必要な限度内に限られ、かつ、攻撃行為と均衡を失するものでないこと（均衡性の原則）

51条に明記されていないが、軽微な攻撃に対して大規模な軍事行動を起こしたり、攻撃を撃退した後に相手国の領土に侵入・占領して、これを併合するようなことは許されない。

また、手続的な制約として、自衛権の行使は安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間に限られ、また、自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は直ちに安全保障理事会に報告しなければならないとされる。

憲章51条は、個別的または集団的自衛を終了させる「必要な措置」とは何

¹⁵ 松井他『前掲書』注13 p.287-288、山本『前掲書』注11 p.731～。一般的な解説によっているが、学説上・実行上、さまざまな立場から議論がなされているところである。

¹⁶ 在外自国民の生命・財産の侵害や在外公館に対する武力攻撃に対する自衛権の援用についても議論がなされている。山本『前掲書』や藤田『前掲書』等においては、否定的に評価されている。（自衛権行使による保護法益の問題としてもとりあげられている。）

¹⁷ 藤田『前掲書』注4では、武力攻撃に対する自衛措置がどの時点からとられ得るかについて、学説上一致は存在しないとしつつ、51条は先制的自衛を禁止するものとして狭く解釈されねばならず、武力攻撃が発生した後にのみ許されるとする（p.291）。

かという問題を提起する¹⁸。自衛権の行使は本来暫定的な措置であるが、安全保障理事会が何らの措置もとれずまたはその措置が明らかに不十分である場合には、各国による自衛権の行使は適法に継続するとされる¹⁹。

国連憲章と日米安保条約 5 条の関係に関する政府答弁

国連憲章と日米安保条約との関係というのは、理論的に申し上げますと、国連憲章というのは、御承知のように、51 条で自衛権というのを認めております。自衛権は、個別的自衛権、集団的自衛権の両方ございます。日米安保条約というのは、日米間の安保という観点で見れば、5 条事態のような事態が起こった場合にはアメリカの集団的自衛権の行使ということになるわけでございますけれども、国連憲章上の位置付けとしては、51 条にもありますように、そういう自衛権の行使というのは認められておりますけれども、それは、国連における集団的な安全保障というものが実施されるまでの間、暫定的にそういう個別の自衛権、個別というのは集団的自衛権も含めて個別の国がやる安全保障という意味で申し上げたわけでございますけれども、そういうものがやり得るという体制になっているわけでございます。

したがいまして、そういう国連憲章と日米安保条約ということを理念の上で申し上げれば、そういう国連憲章の体制の中の、国連憲章によって行われます安全保障措置ができるまでの間、日米安保条約に基づく措置がとられるという考え方になっておるわけでございます。

ただ、これも御承知のとおり、そこに書かれておりますような、国連憲章に基づく、国連憲章で考えておりますようないわゆる 7 章の措置とか、そういったものが現実の問題としてできていないというのは事実でございますけれども、理屈の上で申し上げれば、そういう体制になっているということでございます。

(林外務省条約局長答弁 衆・安保委 平成 9 年 5 月 20 日)

(2) 集団的自衛権

集団的自衛権とは、他の国家が武力攻撃を受けた場合、当該国家と密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同して防衛に当たる権利をいう²⁰。憲章 51 条では、個別的自衛権のほか集団的自衛権も、各国の「固有の権利」として定められている。この規定は、同憲章 8 章の地域的取極に基づく強制行

¹⁸ 藤田『前掲書』注 4 p.301。イラクのクエート侵攻に伴い安保理が「必要な措置」をとり始めたとき(決議 660,661,665) このような安保理の行動にもかかわらず、米国が 51 条の自衛権を持ち続けるかどうかの問題となった例を紹介し、「51 条の文言と目的からみれば、この問題は否定的に答えられねばならない。」としている。また、「必要な措置」とは、必要かつ十分な措置をとることであると考えられていると述べている。

¹⁹ 山本『前掲書』注 11 p.290。同著では、即時停戦と兵力撤退を要請する理事会決議が採択されても、相手国がこれを履行せず、現地の侵略を続ける限りは違法状態が当初から継続しているものとみなして自衛権に基づく艦隊の派遣・砲撃なども許されるとされている。

²⁰ 筒井若水編集代表『国際法辞典』(1998 年)有斐閣 176 頁

動の発動には安全保障理事会の事前の許可が必要とされていたことから、東西冷戦を背景とした安全保障理事会の機能不全を見込んだラテン・アメリカ諸国の主張を受け入れる形で、安全保障理事会の許可を必要とせず強制行動が発動できる法的根拠として、サンフランシスコ会議において加えられたものである。その法的性質については、他国に対する武力攻撃は自国の実体的権利の侵害を意味し、これに対する個別的自衛権の共同行使であると解する見解と、平和・安全に関する一般的利益に基づき武力攻撃を受けた他国を援助する措置であると解する見解とがある²¹。

「集団的自衛権」という文言は、国連憲章の締結により初めて明記されたものであるが、ニカラグア事件の判決では、国際慣習法上の権利として確認され、他国が武力攻撃を受けた旨を宣言し、かつ、明示の援助要請を行った場合には、自国の安全に対する脅威がなくとも、これを援用することができる」とされている。

集団的自衛権について、政府は、これを有してはいるが、その行使は自衛のための必要最小限度を超えるものであって認められないとの見解を述べている。

集団的自衛権に関する政府見解（昭 56.5.29 の政府答弁書）

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」

4 地域的取極・地域的機関

(1) 国連憲章上の地域的取極・地域的機関の位置付け

国連憲章は、国連加盟国の一部が、別個の条約によって、締約国間の紛争の平和的解決のために、または、締約国の安全保障を図るために、平和維持に関する地域的取極または地域的機関を締結、設置することを認め、第8章において、その行動について定めている²²。

²¹ 山本『前掲書』注11 p.736

²² 香西他『前掲書』注1 p.270

加盟国は、国際紛争の平和的解決方法の一つとして、この地域的取極又は地域的機関を利用すべきことを義務付けられ(33条1項) これらの取極を締結した加盟国は、地域紛争を安保理に付託する前にこれらの取極や機関によって紛争を平和的に解決しなければならない(52条2項)。また、これらの取極や機関は国連の「目的及び原則」との一致が条件とされ(52条1項) 「強制行動」を起こす際には、安保理の事前の許可が必要である(53条1項)²³。さらに、国際の平和と安全の維持のためになされる地域的組織の活動は、常に十分に安保理に通報されていない(54条)。

(2) 地域的取極・地域的機関に対する国連の統制の例外

このような国連の統制に対しては、二つの例外が設けられている。

一つは第二次世界大戦中の敵国の再侵略に備えるためにとられる強制行動であり、安保理の許可は不要とされている²⁴(53条1項後段 旧敵国条項²⁵)。

もう一つは、集団的自衛権に基づく武力行使であり、安保理が必要な措置をとるまでの間、自衛のための措置をとることが認められている(51条)。この場合は、直ちに安保理に報告することとされ、事前に安保理の許可を得る必要はない。51条は、国連憲章の草案であるダンバートン・オークス提案がサンフランシスコ会議において修正された結果、挿入された。同提案は、地域的取極に従った強制行動には安保理の許可が必要としていたが、その後、1945年2月のヤルタ会談で安保理常任理事国の拒否権行使が認められたことから、拒否権行使により地域安全保障体制の発動ができなくなることが考慮された結果、集団的自衛権を含む51条が規定されることとなった²⁶。

²³ 波多野他『前掲書』(注3)は、地域機構の対立が世界大戦の原因となることは国際連盟の経験が示すところであって、複数の地域機構の間に生じがちな相互対立を防止・除去するところに世界機構の役割があり、地域機構による強制行動に安保理の事前許可が必要とするとの国連憲章の規定は、その現れであるとする(p.441)。

²⁴ 筒井編『前掲書』注20 p.63、杉原高嶺『現代国際法講義』(2001年)有斐閣 453頁。東側諸国は、大戦直後、旧敵国条項を根拠に二国間の相互援助条約網を形成したが、これらは現在いずれも失効し、旧敵国条項は実質的に死文化しているとの主張があるほか、国家の主権平等の観点等からもその改正や削除が問題とされている。

²⁵ 第二次世界大戦中に国連憲章署名国の敵国であった国(日本、ドイツ、イタリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド)との関連で特例を規定する国連憲章53条1項後段と107条をいう。これらの条項により、旧敵国に対する武力の行使は、自衛権、軍事制裁と並んで武力行使禁止の例外とされる。(西井編『前掲書』注3 p.272)

²⁶ 香西他著『前掲書』注1 p.271、西井編『前掲書』注3 p.252、村瀬信也他『現代国際法の指標』(1999年)有斐閣 p.286(古川照美執筆部分)。サンフランシスコ会議において、すでに共同防衛条約であるチャプルテペック協定(1945年3月、後の全米相互援助条約)を締結していたラテン・アメリカ諸国による強力な働きかけがあったとされる。

国連改革

1 安保理改革

(1) ハイレベル委員会

2003年11月に、アナン国連事務総長の諮問機関である「ハイレベル委員会」が発足した。同委員会は、平和と安全保障の確保及び国連主要組織の見直し等を検討し、2004年12月に報告書を提出する予定であり、これを受けてアナン事務総長は勧告を行うこととしている。委員会の目的は、イラク問題などで安保理が機能不全となった反省から、テロなどに国際社会が一致して対応する理念と方策を進言することであり、旧来型の国家間紛争、テロ、貧困や疾病などの6項目について論議する。同委員会が12月に提出する提言において、安保理改革について言及する可能性があることから、日本やドイツ等が常任理事国入りを目指して活発に外交を展開しているとされる²⁷。

(2) 常任理事国入りに対する我が国のスタンス

安保理の構成は、国連加盟国数が創設時（1945年）に比べ3倍以上に増加しているのに対し、常任理事国は5カ国を維持し、非常任理事国が1965年に6カ国から10カ国に増加したにとどまっている。

我が国は、国連財政の約20%を分担するほか、これまで8回にわたり非常任理事国を務め、国連内外において軍縮や不拡散、開発、人間の安全保障を初めとするさまざまな貢献をしていることなどを踏まえ、政府は、常任理事国として一層の責任を果たす用意があることを表明してきた²⁸。

9月21日の国連総会において、小泉首相は安保理常任理事国入りを表明した²⁹。国連総会出席後の首相記者会見では、現行憲法のまま常任理事国入りは

²⁷ 衆議院外務調査室・安全保障調査室『国際情勢』（2004年3月）、産経新聞（2004年9月9日）

²⁸ 政府は、日本の常任理事国入りについて、「現行国連憲章上、（1）安保理において選挙を経ずに議席を有すること、（2）表決にあたっていわゆる「拒否権」を有すること、（3）軍事参謀委員会は安保理常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成すること、（4）信託統治地域の施政を行っているか否かにかかわらず信託統治理事会を構成すること、といった点で、他の加盟国と異なった扱いを受けているが、常任理事国とその他の加盟国との間で法的義務において違いはない」との考え方を前提に、「安保理改革が実現する際には、日本は常任理事国として一層の責任を果たしたい」としてきた。（外務省ホームページ「国連改革と日本の立場」より）

²⁹ 「平和は武力のみを通じて達成することはできないというのが我々の信念です。こうした信念に基づき、我が国は、積極的かつ独自の役割を果たしています。…近年の国連の平和活動は、平和を達成し、定着させるには多くの側面があることを示しています。平和の実現のためには、平和構築から、国造りまでを含む包括的な取組が必要です。我が国の役割は、正に安保理の権限である国際の平和と安全の維持において、一層不可欠なものとなってきています。我が国の果たしてきた役割は、安保理常任理事国となるに相応しい確固たる基盤となるものであると信じます。」

可能であるとし、「現在の憲法のままだと日本は国際社会の中でかなりの役割を果たすことができるのではないか。日本はこういうことができる、こういうことをやるのだ、という発言権を国際社会の場に得ることが必要だ、というならば、安保理の議席を求めていくのが妥当ではないか。」と述べている。

(3) 常任理事国入りと憲法

国連憲章 7 章の軍事的強制措置は、特別協定 (43 条)³⁰に基づいて加盟国が提供する兵力で構成される「国連軍」が担当し、安保理の下に設けられた軍事参謀委員会 (47 条) の指揮・命令に服して活動する³¹。

安保理の下部機関である軍事参謀委員会は、常任理事国の参謀総長又はその代表者によって構成され (47 条 2 項) 安保理の軍事的要求、兵力の使用及び指揮、軍備規制、可能な軍備縮小に関するすべての問題について、安保理に助言及び援助を与える (同条 1 項)。1946 年に設置されたが、常任理事国間の意見が対立したため、1947 年 4 月に兵力使用計画の提出を断念し、審議経過を記載した中間報告書のみを提出した。その報告において、加盟国は軍隊の提供のために自国軍を増強することを求められず、常任理事国以外の加盟国による寄与は軍事力によることを要しないとされた。この点について、前名古屋大学大学院教授の松井芳郎氏は、「裏を返せば常任理事国は軍事力による寄与を求められるわけで、日本の常任理事国入りとの関係でこの点には留意が必要です。」と述べている³²。

これに対し、常任理事国入りは、憲法 9 条の吟味、改正が必要であるとする主張も見られる³³。パウエル米国防長官やアーミテージ同副長官も、日本の常任理事国入りのためには、9 条の吟味が必要などの見解を表明している。この立場からは、常任理事国はときに、加盟国に軍事行動を求めなければならない立場に立つことなどから、軍事行動の義務を果たさず権限だけをもつ常任理事

³⁰ 特別協定は、加盟国が安保理の要請に基づき、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助・便益を安保理に利用させることを約束するものである (47 条 1 項)。特別協定は、加盟国が憲法上の手続によって批准するものであり、加盟国である以上当然に軍事的強制措置に協力する義務を負うことはないとされている (水島朝穂「戦争の放棄」『基本法コンメンタール 憲法』(2000 年) p.49、松井芳郎『国際法から世界を見る：市民のための国際法入門』東信堂 (2001 年) p.202)。特別協定は、常任理事国の一致を欠き、今日まで締結されたことがない。

³¹ 山本『前掲書』注 11 p.723

³² 松井『前掲書』注 30 p.202

³³ 例えば、町村外相は、「常任理事国になったとき、紛れのない形の憲法にしておいた方がいいという意味で、憲法改正はすべきだ」と述べている。(読売新聞 2004 年 9 月 29 日)

国になることは無責任であること³⁴や、日本が軍事力行使と集団的防衛の両方を禁じたままでは安保理の常任メンバーとしての十分な責任と義務を果たせないこと³⁵、常任理事国での自国の政策選択の結果として軍事力行使をしないとか、集団的自衛に加わらないという方途はあるが、日本のように事前にすべてそれらはできないと宣言することは異常である³⁶ということがその理由として挙げられている。

2 国連改革に関する有識者懇談会

川口前外相の諮問を受け、「国連改革に関する有識者懇談会（座長：横田洋三国連大学学長特別顧問）」が今年6月28日に「21世紀における国連の役割と強化策」と題する提言を提出した。この中では、非核保有国等を常任理事国に加えること、拒否権の取扱いなどを含む安保理改革、旧敵国条項の削除、国連分担金の見直し、邦人職員の増強などについて、提案がなされた。

³⁴ 産経新聞（2004年8月23日）。この産経新聞の社説に対し、北岡伸一国連大使は、疑問を呈している（産経新聞 2004年9月4日）。

³⁵ 米国の国防大ジム・プリシュタツ教授（産経新聞 2004年9月11日より）

³⁶ 元米国国防次官補代理ブルース・ワインロッド氏（産経新聞 2004年9月11日より）

第二部 国際連合・国連憲章と憲法等に関する論点及びこれまでの調査における当該論点ごとの意見

ここでは、これまでの憲法調査会の調査にあらわれた国際連合・国連憲章と憲法等に関する論点を摘示し、論点ごとに述べられた委員の意見を示すこととする。

1 国際連合・国連憲章と憲法について

(1) 集団安全保障

我が国の国連軍又は多国籍軍への参加の是非及びこれと憲法との関係をどのように考えるか。

- a 国連の加盟国として日本が海外において軍事活動に参加することは、憲法上認められないと考える。国連の加盟国としての責務を果たすことができるよう、憲法を改正すべきである。
- b 9条は、国の自衛権の限界を定めるものであって、国連の平和活動を規制するものではない。このことを明確にするために、国連の平和活動、いわゆる集団安全保障への参加を明記すべきである。
- c 相互に武力攻撃を行わない旨約束し、約束違反の国に共同で対処する普遍的安全保障に参加することは、現行憲法上も合憲だと考えるが、憲法に明記することが望ましい。
- d 自衛隊が国連軍や多国籍軍に参加することについて、憲法上の問題はない。
- e 集団安全保障に積極的に参加する方法としては、法治の観点から、(a) 集団安全保障活動を9条の枠外と考える解釈、(b) 安全保障に関する基本法の制定、(c) 憲法改正の三つが考えられる。
- f 9条は多国籍軍に参加し武力行使を行うことを許容していない。また、国連安保理決議に基づく軍事行動に日本が参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれもある。

国連における常設的な実力組織の創設等の是非をどのように考えるか。

- a 国際テロを撲滅するための国家を乗り越えた警察行為として、諸国家の連合的な組織をつくり、自衛隊を参画させるべきである。
- b 国連の強化、特に国連警察軍の創設に努力をしつつ、憲法の平和主義は維持する。その上で、一部主権の移譲ができるという形をとるのが望ましい。
- c 軍事力による国際貢献だけでなく、警察力による未然防止措置の分野に

おける国際貢献やシステムづくりが大事である。

- d 正規の国連軍が組織されたとしても、国連軍は米国の大義のために行動し、また、その行動は日本の大義と必ずしも合致しないおそれがある。
- e これからの国際秩序の在り方は、国連が唯一の警察官としての役割を果たし、各国は軍備を放棄すべきである。国連軍あるいは国連警察軍は、公平、中立、無国籍であり、その指揮権は国連そのものに置かなければならない。

集団安全保障に関するその他の意見

- a 各国の協調関係により平和と安定を維持するという集団安全保障の枠組みにおいて、国家が果たす役割が大きくなっているが、憲法は、国連憲章のもとにおける安全保障措置、その他の国連の場における国際協力についての部分が全く欠落している。
- b 集団安全保障について、国連の枠の中だけではなく、国連の枠以外での地域安全保障をも考える必要がある。
- c 21世紀においては、日本が平和を維持し存続していくためには、国際社会と真の協調を図らなければならない。もはや個別的自衛権や集団的自衛権だけで自国の平和を守ることは不可能であり、外交努力に全力を尽くし、国連による集団安全保障体制の整備を促進するとともに、国連を中心としたあらゆる活動に積極的に参加すべきである。
- d アジアでの集団安全保障を考える上で、憲法において自衛隊に関する国家主権の移譲もしくは制限についての規定が必要となる場合がある。ドイツ基本法のように、国家主権の移譲に関する規定を明文化してもよいのではないか。
- e イラクにおける自衛隊の多国籍軍への参加について、既に多国籍軍的なものにはともに行動をしてきた実績があり、根本的には日本の対応が変わるというものではないので問題ない。
- f イラクにおける自衛隊の多国籍軍への参加が可能であると首相が表明したことは、極めて危険なことである。多国籍軍などの任務、目的が武力行使を伴う場合には自衛隊の参加は憲法上許されないとの政府見解を踏まえ、反連合軍、反イラク勢力との戦争を遂行することを任務としている米英中心の多国籍軍への参加は、従来政府見解に照らして憲法に反し、ましてイラク特措法の規定からいえば決して容認されるものではない。

(2) 国連平和維持活動等

我が国の国連平和維持活動等への参加の是非及びこれと憲法との関係

をどのように考えるか。

- a 日本が積極的に国連平和維持活動に参加することについて、国際社会からの期待があることから、憲法において国際協力の根拠規定を設け、日本の国際平和協力を明確にすべきであり、そうすることが国益にかなう。また、国連中心主義を外交の基本政策とする以上、国連平和維持活動について積極的に参加をすべきであり、憲法に記すことが望ましい。
- b 国連平和維持活動について、積極的に参加すべしとの国民合意は十分に得られている。さらに、国連安保理の何らかの決議の上に立っての紛争後の該当地域の後方支援にも、非軍事部門に限ってなら自衛隊が出動されるべきである。これを専守防衛、防御の領域を踏み出すものにとらえるのは間違いであり、国際協力のための海外での自衛隊の非軍事部門の活動は合憲であり、武力行使につながるという見方はとるべきではない。
- c 9条の掲げる平和主義の下、非軍事の分野に徹した積極的な国際協力を進めるべきである。

国連平和維持活動等における武器使用基準、PKO 五原則等をどのように考えるか。

- a 国際的行動に参加する以上、武器使用も国際水準に合わせるのは当然である。
- b 日本が PKO に参加するに当たっては、PKO 協力法に定める五原則に拘泥すべきではない。
- c PKO は任務を拡大、変質し、重武装、強制武力行使などを行うケースもある。我が国は、この活動の意義を十分わきまえて、積極的に参加すると同時に、PKO の本来の在り方、強制的措置あるいは強制的武力行使というものの行き過ぎを是正するようなことで貢献していくべきである。
- d PKO に参加するに当たり、攻撃を受けている他国部隊の救助等が可能であるか否かという問題について、憲法上の疑義が生じてくる。

(3) 安保理常任理事国入りと国連の機能強化

安保理常任理事国入りの是非及びこれと憲法との関係をどのように考えるか。

- a 国連分担金を 20% 近く拠出している国として常任理事国入りをした上で、世界平和の構築に向けた議論に参加し決議を交渉し、イニシアティブをとることが必要である。
- b 我が国が安保理常任理事国入りを目指し積極的な役割を果たしていくというのであれば、今以上に国際社会の平和と安全の維持に責任を負うこ

とになるのは当然である。その場合には、これまでの憲法解釈論では通用せず、憲法改正というものを視野に入れる必要がある。

- c 安保理常任理事国は、国連への軍事的貢献が求められることから、9条に違反し、憲法上認められない。また、日本が非軍事に徹することを表明して国連に加盟したことからも、9条を改正し、常任理事国入りすることは国際信義にもとる。

どのように国連の機能を強化していくべきか。

- a 憲法の制定時と現在とでは、国際社会における我が国のおかれている立場が変わってきていることから、現在の日本の立場から国連を再検討し、国連の分担金を20%近く拠出している国としての発言を十分認めさせるような努力をするべきである。
- b 国連の役割には限界があるが、その機能を充実強化するために、安保理改革を推進し、敵国条項の撤廃、拒否権の見直し等安保理の意思決定における民主的かつ実効的なプロセスを確立することが重要である。
- c 国連の改革は、イラク戦争時に見られた安保理や加盟国の動き及び役割を教訓として、国連憲章が示す方向で行うべきである。
- d 国連の改革について先導的役割を果たすことが国際協調主義の理念に沿うものであり、日本はもっと積極的に提言していく努力をするべきである。

2 国際協力と憲法について

(1) 国際協力の推進と憲法との関係をどのように考えるか。

- a 人間の安全保障を実践し、今以上の国際貢献をするために、国際協力についての積極的な努力規定や国際社会における我が国の役割・責務等を憲法に規定することが必要である。
- b 国際協力を行う際の基準として、憲法上に国連中心主義を明記し、国連決議があった場合等に、積極的に協力し貢献できる仕組みを作るべきである。
- c 国際協力を推進するに当たって、憲法に国際機関や地域的機関との関係等を明記し、また、様々な諸問題に関してお互いに助け合うという精神性を盛り込んだ海外援助に関する規定を明記するべきである。
- d 憲法において、国際平和における国民の義務、役割というものを明記していく時代ではないか。
- e 国際協調主義は、憲法9条と98条によって担保され、我が国が平和的手段で国際社会に貢献する旨を明らかにしており、国際協力に関する新た

な規定や憲法改正は必要ない。

(2) 国際協力の主体として自衛隊の活用の是非をどのように考えるか。

- a 9条を改正しないで、国際平和協力について一つ一つ法律をつくりながら行うことは、ある程度限界が来ている。世界における経済大国としての我が国の国際協力への期待にこたえるためにも、9条を改正し、自衛隊を日本の防衛と国際平和協力業務を行うという組織として明確に位置付けた上で、国際平和、人道復興支援を中心に世界に対して貢献をしていくことを明確に位置付けるべきである。
- b 冷戦終結後、国連が十分にその機能を発揮する条件が整えられてきていることにかんがみれば、自衛隊の派遣を含め、国連を中心とした国際協力活動に積極的に参加するという国連中心主義の立場に立つべきである。そして、自衛隊による協力の在り方を明確にするために、憲法に若干の規定を設けるか、あるいは恒久法を制定し、枠組みを考えておくべきである。
- c 国際協力のために自衛隊を海外に派遣する根拠は、前文第3段や73条の内閣の外交権限に求めることができる。
- d 国際平和協力の議論に当たっては、自衛隊派遣の是非が争点となることが多いが、警察官、大量破壊兵器査察官など自衛隊以外の人材の派遣を通じた国際平和協力を重視すべきである。
- e 9.11事件のような危機の発生を契機として、自衛隊を海外に派遣する動きがたびたび生じるが、このような動きは、憲法の基本的な部分を壊しかねず、自衛隊の海外派遣は、憲法上認められない。
- f 我が国では、人的貢献について議論される際に、まず自衛隊の派遣が議論となるが、これはおかしい。平和憲法を持つ我が国の果たす役割は多様であるべきであり、自衛隊派遣以外の人的貢献の在り方について検討すべきである。
- g 集団的安全保障の行使において、国連待機軍という自衛隊とは別の組織をつくることは、人材、費用の面においてむだであると考えられる。

3 国家主権の移譲と憲法

国家主権の移譲と憲法との関係をどのように考えるか。

- a アジアでの集団安全保障を考える上で、憲法において自衛隊に関する国家主権の移譲もしくは制限についての規定が必要となる場合がある。ドイツ基本法のように、国家主権の移譲に関する規定を明文化してもよいのではないか。
- b 国連の強化、特に国連警察軍の創設に努力をしつつ、憲法の平和主義は

維持する。その上で、一部主権の移譲ができるという形をとるのが望ましい。

- c FTA の推進や、市場経済の単一化に伴い、経済要素の他、軍事、司法等に関する国家の主権についても国際機構への移譲を余儀なくされており、それらについて憲法上の検討を要する問題として捉えるべきである。
- d 国際化及び分権化が進展している現在、国家主権は国際機関又は地域に移譲されつつあり、国家が主権を強化する時代は終わった。
- e 本来主権で守られている部分を憲法改正という正当な手続を経ないで国際機関に移管することは、憲法違反になるのではないか。

【参考文献】

- 香西茂・大寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説』有斐閣（2001年）
波多野里望・小川芳彦『国際法講義』有斐閣（2001年）
西井正弘編『図説 国際法』有斐閣（1999年）
藤田久一『国連法』東京大学出版会（1998年）
アラン・プレ、ジャン・ピエール共編『コマンテール国際連合憲章（上）』東京書籍（1993年）
山本草二『国際法』有斐閣（1999年）
松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法（第4版）』有斐閣（2003年）
筒井若水編集代表『国際法辞典』（1998年）有斐閣
杉原高嶺『現代国際法講義』（2001年）有斐閣
村瀬信也他『現代国際法の指標』（1999年）有斐閣
水島朝穂「戦争の放棄」『基本法コンメンタール 憲法』（2000年）
松井芳郎『国際法から世界を見る：市民のための国際法入門』東信堂（2001年）
国立国会図書館「冷戦後の国連安保理決議に基づく「多国籍軍」」『レファレンス』（2003年3月）

【新聞】

- 産経新聞（2004年8月23日、9月4・9・11日）
読売新聞（2004年9月29日）

【ホームページ等】

- 衆議院第9号『国連平和維持活動について』（2002年2月）
衆議院外務調査室・安全保障調査室『国際情勢』（2004年3月）
外務省 HP
「2002 04 国連通常予算分担率・分担金」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/yosan.html
「国連改革と日本の立場」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/q_a/topic_4.html

国際連合憲章

(昭和三十一年条約第二十六号)

われら連合国の人民は、
われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、

基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、

一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること

並びに、このために、

寛容を實行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、

国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、

共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によつて確保し、

すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること

を決議して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よつて、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

第一章 目的及び原則

第一条

国際連合の目的は、次のとおりである。

- 1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること。
- 2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
- 3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること。
- 4 これらの共通の目的の達成に当つて諸国の行動を調和するた
めの中心となること。

第二条

この機構及びその加盟国は、第一条に掲げる目的を達成するに当つては、次の原則に従つて行動しなければならない。

- 1 この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
- 2 すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従つて負つてい
る義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際
の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければ
ならない。

4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

5 すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となつていはいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

6 この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従つて行動することを確保しなければならない。

7 この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

第二章 加盟国の地位

第三条

国際連合の原加盟国とは、サン・フランシスコにおける国際機構に関する連合国会議に参加した国又はさきに千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名した国で、この憲章に署名し、且つ、第一百十条に従つてこれを批准するものをいう。

第四条

1 国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によつてこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている。

2 前記の国が国際連合加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基いて、総会の決定によつて行われる。

第五条

安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となつた国際連合加盟国に対しては、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができる。これらの権利及び特権の行使は、安全保障理事会が回復することができる。

第六条

この憲章に掲げる原則に執ように違反した国際連合加盟国は、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、この機構から除名することができる。

第三章 機関

第七条

1 国際連合の主要機関として、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所及び事務局を設ける。

2 必要と認められる補助機関は、この憲章に従つて設けることができる。

第八条

国際連合は、その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない。

第四章 総会

構成

第九条

- 1 総会は、すべての国際連合加盟国で構成する。
- 2 各加盟国は、総会において五人以下の代表者を有するものとする。

任務及び権限

第十条

総会は、この憲章の範囲内にある問題若しくは事項又はこの憲章に規定する機関の権限及び任務に関する問題若しくは事項を討議し、並びに、第十二条に規定する場合を除く外、このような問題又は事項について国際連合加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。

第十一条

- 1 総会は、国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則を、軍備縮小及び軍備規制を律する原則も含めて、審議し、並びにこのような原則について加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。
- 2 総会は、国際連合加盟国若しくは安全保障理事会によつて、又は第三十五条2に従い国際連合加盟国でない国によつて総会に付託される国際の平和及び安全の維持に関するいかなる問題も討議し、並びに、第十二条に規定する場合を除く外、このような問題について、一若しくは二以上の関係国又は安全保障理事会あるいはこの両者に対して勧告をすることができる。このような問題で行動を必要とするものは、討議の前又は後に、総会によつて安全保障理事会に付託されなければならない。
- 3 総会は、国際の平和及び安全を危くする虞のある事態について、安全保障理事会の注意を促すことができる。
- 4 本条に掲げる総会の権限は、第十条の一般的範囲を制限するものではない。

第十二条

- 1 安全保障理事会がこの憲章によつて与えられた任務をいずれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない。

- 2 事務総長は、国際の平和及び安全の維持に関する事項で安全保障理事会が取り扱っているものを、その同意を得て、会期ごとに総会に対して通告しなければならない。事務総長は、安全保障理事会がその事項を取り扱うことをやめた場合にも、直ちに、総会又は、総会が開会中でないときは、国際連合加盟国に対して同様に通告しなければならない。

第十三条

- 1 総会は、次の目的のために研究を發議し、及び勧告をする。
 - a 政治的分野において国際協力を促進すること並びに国際法の漸進的發達及び法典化を奨励すること。
 - b 経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野において国際協力を促進すること並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を実現するように援助すること。

第十四条

- 2 前記の1bに掲げる事項に関する総会の他の責任、任務及び権限は、第九章及び第十章に掲げる。
- 第十二条の規定を留保して、総会は、起因にかかわらず、一般的福祉又は諸国間の友好関係を害する虞があると認められる事態についても、これを平和的に調整するための措置を勧告することができる。この事態には、国際連合の目的及び原則を定めるこの憲章の規定の違反から生ずる事態が含まれる。

第十五条

- 1 総会は、安全保障理事会から年次報告及び特別報告を受け、これを審議する。この報告は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を維持するために決定し、又はとつた措置の説明を含まなければならない。
- 2 総会は、国際連合の他の機関から報告を受け、これを審議する。

第十六条

総会は、第十二章及び第十三章に基いて与えられる国際信託統治制度に関する任務を遂行する。この任務には、戦略地区として指定されない地区に関する信託統治協定の承認が含まれる。

第十七条

- 1 総会は、この機構の予算を審議し、且つ、承認する。
- 2 この機構の経費は、総会によつて割り当てられるところに従つて、加盟国が負担する。
- 3 総会は、第五十七条に掲げる専門機関との財政上及び予算上の取極を審議し、且つ、承認し、並びに、当該専門機関に勧告をする目的で、この専門機関の行政的予算を検査する。

表決

第十八条

- 1 総会の各構成国は、一個の投票権を有する。
- 2 重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数によつて行われる。重要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、第八十六条1cによる信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国としての権利及び特権の停止、加盟国の除

名、信託統治制度の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。

- 3 その他の問題に関する決定は、三分の二の多数によつて決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、出席し且つ投票する構成国の過半数によつて行われる。

第十九条

この機構に対する分担金の支払が延滞している国際連合加盟国は、その延滞金の額がその時までの満二年間にその国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支払の不履行がこのような加盟国にとつてやむを得ない事情によると認めるときは、その加盟国に投票を許すことができる。

手続

第二十条

総会は、年次通常会期として、また、必要がある場合に特別会期として会合する。特別会期は、安全保障理事会の要請又は国際連合加盟国の過半数の要請があつたとき、事務総長が招集する。

第二十一条

総会は、その手続規則を採択する。総会は、その議長を会期ごとに選挙する。

第二十二条

総会は、その任務の遂行に必要なと認める補助機関を設けることができる。

第五章 安全保障理事会

構成

第二十三条

- 1 安全保障理事会は、十五の国際連合加盟国で構成する。中華

民国、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国は、安全保障理事会の常任理事国となる。総会は、第一に国際の平和及び安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の貢献に、更に衡平な地理的分配に特に妥当な考慮を払つて、安全保障理事会の非常任理事国となる他の十の国際連合加盟国を選挙する。

- 2 安全保障理事会の非常任理事国は、二年の任期で選挙される。安全保障理事会の理事国の定数が十一から十五に増加された後の第一回の非常任理事国の選挙では、追加の四理事国のうち二理事国は、一年の任期で選ばれる。退任理事国は、引き続き再選される資格がない。
- 3 安全保障理事会の各理事国は、一人の代表者を有する。

任務及び権限

第二十四条

- 1 国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基く義務を果すに当つて加盟国に代つて行動することに同意する。
- 2 前記の義務を果すに当つては、安全保障理事会は、国際連合の目的及び原則に従つて行動しなければならない。この義務を果すために安全保障理事会に与えられる特定の権限は、第六章、第七章、第八章及び第十二章で定める。

- 3 安全保障理事会は、年次報告を、また、必要があるときは特別報告を総会に審議のため提出しなければならない。

第二十五条

国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従つて受諾し且つ履行することに同意する。

第二十六条

世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少くして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進する目的で、安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を、第四十七条に掲げる軍事参謀委員会の援助を得て、作成する責任を負う。

表決

第二十七条

- 1 安全保障理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。
- 2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、九理事国の賛成投票によつて行われる。
- 3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成投票によつて行われる。但し、第六章及び第五十二条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

手続

第二十八条

- 1 安全保障理事会は、継続して任務を行うことができるように組織する。このために、安全保障理事会の各理事国は、この機構の所在地に常に代表者をおかなければならない。
- 2 安全保障理事会は、定期会議を開く。この会議においては、各理事国は、希望すれば、閣員又は特に指名する他の代表者によつて代表されることができる。
- 3 安全保障理事会は、その事業を最も容易にすると認めるこの機構の所在地以外の場所で、会議を開くことができる。

第二十九条

安全保障理事会は、その任務の遂行に必要と認める補助機関を設けることができる。

第三十条

安全保障理事会は、議長を選定する方法を含むその手続規則を採択する。

第三十一条

安全保障理事会の理事国でない国際連合加盟国は、安全保障理事会に付託された問題について、理事会がこの加盟国の利害に特に影響があると認めるときはいつでも、この問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第三十二条

安全保障理事会の理事国でない国際連合加盟国又は国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の審議中の紛争の当事者であるときは、この紛争に関する討議に投票権なしで参加するように勧誘されなければならない。安全保障理事会は、国際連合加盟国でない国の参加のために公正と認める条件を定める。

第六章 紛争の平和的解決**第三十三条**

1 いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

2 安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によつて解決するように要請する。

第三十四条

安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争又は事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定するために調査することができる。

第三十五条

1 国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第三十四条に掲げる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。

2 国際連合加盟国でない国は、自国が当事者であるいかなる紛争についても、この憲章に定める平和的解決の義務をこの紛争についてあらかじめ受諾すれば、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。

3 本条に基いて注意を促された事項に関する総会の手続は、第三十一条及び第十二条の規定に従うものとする。

第三十六条

1 安全保障理事会は、第三十三条に掲げる性質の紛争又は同様の性質の事態のいかなる段階においても、適当な調整の手続又は方法を勧告することができる。

2 安全保障理事会は、当事者が既に採用した紛争解決の手続を考慮に入れなければならない。

3 本条に基いて勧告するに当たっては、安全保障理事会は、法律的紛争が国際司法裁判所規程の規定に従い当事者によつて原則として同裁判所に付託されなければならないことも考慮に入れなければならない。

第三十七条

1 第三十三条に掲げる性質の紛争の当事者は、同条に示す手段によつてこの紛争を解決することができなかつたときは、これ

を安全保障理事会に付託しなければならない。

2 安全保障理事会は、紛争の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞が実際にあると認めるときは、第三十六条に基く行動をとるか、適当と認める解決条件を勧告するかのいずれかを決定しなければならない。

第三十八条

第三十三条から第三十七条までの規定にかかわらず、安全保障理事会は、いかなる紛争についても、すべての紛争当事者が要請すれば、その平和的解決のためにこの当事者に対して勧告をすることができる。

第七章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第三十九条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する。

第四十条

事態の悪化を防ぐため、第三十九条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従つように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかつたときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第四十一条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を

伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第四十二条

安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であるとして認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第四十三条

1 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ一又は二以上の特別協定に従つて、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。

2 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。

3 前記の協定は、安全保障理事会の発議によつて、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によつて各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

第四十四条

安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対して第四十三条に基いて負つた義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟

国が希望すれば、その加盟国の兵力中の割当部隊の使用に関する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならぬ。

第四十五条

国際連合が緊急の軍事措置をとることができるようにするため、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直ちに利用に供することができるように保持しなければならない。これらの割当部隊の数量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第四十三条に掲げる一又は二以上の特別協定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第四十六条

兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が作成する。

第四十七条

1 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由に任された兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。

2 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成する。この委員会に常任委員として代表されていない国際連合加盟国は、委員会の責任の有効な遂行のため委員会の事業へのその国の参加が必要であるときは、委員会によつてこれと提携するように勧誘されなければならない。

3 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の下で、理事会の自由に任された兵力の戦略的指導について責任を負う。この兵力の指揮に関する問題は、後に解決する。

4 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、適

当な地域的機関と協議した後、地域的小委員会を設けることができる。

第四十八条

1 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従つて国際連合加盟国の全部又は一部によつてとられる。

2 前記の決定は、国際連合加盟国によつて直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によつて履行される。

第四十九条

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当つて、共同して相互援助を与えなければならない。

第五十条

安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとつたときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集团的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつてもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

第八章 地域的取極

第五十二条

1 この憲章のいかなる規定も、國際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適當なものを処理するための地域的取極又は地域的機關が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機關及びその行動が國際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。

2 前記の取極を締結し、又は前記の機關を組織する國際連合加盟国は、地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極又は地域的機關によつてこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない。

3 安全保障理事会は、關係国の発意に基くものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取極又は地域的機關による地方的紛争の平和的解決の發達を奨励しなければならない。

4 本条は、第三十四条及び第三十五条の適用をなんら害するものではない。

第五十三条

1 安全保障理事会は、その權威の下における強制行動のために、適當な場合には、前記の地域的取極又は地域的機關を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機關によつてとられてはならない。もつとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第一百七七条に従つて規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、關係政府の要請に基いてこの機關がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

2 本条1で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であつた国に適用される。

第五十四条

安全保障理事会は、國際の平和及び安全の維持のために地域的取極に基いて又は地域的機關によつて開始され又は企図されている活動について、常に充分に通報されていなければならない。

第九章 経済的及び社会的國際協力

第五十五条

人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的關係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、國際連合は、次のことを促進しなければならない。

a 一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び發展の条件

b 経済的、社会的及び保健的國際問題と關係國際問題の解決並びに文化的及び教育的國際協力

c 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人權及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守

第五十六条

すべての加盟国は、第五十五条に掲げる目的を達成するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約する。

第五十七条

1 政府間の協定によつて設けられる各種の専門機關で、経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野並びに關係分野においてその基本的文書で定めるところにより広い國際的責任を有するものは、第六十三条の規定に従つて國際連合と連携關係をもたされなければならない。

2 こうして國際連合と連携關係をもたされる前記の機關は、以

下専門機関という。

第五十八条

この機構は、専門機関の政策及び活動を調整するために勧告をする。

第五十九条

この機構は、適当な場合には、第五十五条に掲げる目的の達成に必要な新たな専門機関を設けるために関係国間の交渉を發議する。

第六十条

この章に掲げるこの機構の任務を果す責任は、総会及び、総会の権威の下に、経済社会理事会に課せられる。理事会は、このために第十章に掲げる権限を有する。

第十章 経済社会理事会

構成

第六十一条

1 経済社会理事会は、総会によつて選挙される五十四の国際連合加盟国で構成する。

2 3の規定を留保して、経済社会理事会の十八理事国は、三年の任期で毎年選挙される。退任理事国は、引き続き再選される資格がある。

3 経済社会理事会の理事国の定数が二十七から五十四に増加された後の第一回の選挙では、その年の終りに任期が終了する九理事国に代わつて選挙される理事国に加えて、更に二十七理事国が選挙される。このようにして選挙された追加の二十七理事国のうち、総会の定めるところに従つて、九理事国の任期は一年の終りに、他の九理事国の任期は二年の終りに終了する。

4 経済社会理事会の各理事国は、一人の代表者を有する。

任務及び権限

第六十二条

1 経済社会理事会は、経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究及び報告を行い、又は發議し、並びにこれらの事項に関して総会、国際連合加盟国及び関係専門機関に勧告をすることができる。

2 理事会は、すべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために、勧告をすることができる。

3 理事会は、その権限に属する事項について、総会に提出するための条約案を作成することができる。

4 理事会は、国際連合の定める規則に従つて、その権限に属する事項について国際会議を招集することができる。

第六十三条

1 経済社会理事会は、第五十七条に掲げる機関のいずれとの間にも、その機関が国際連合と連携関係をもたされるについての条件を定める協定を締結することができる。この協定は、総会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、専門機関との協議及び専門機関に対する勧告並びに総会及び国際連合加盟国に対する勧告によつて、専門機関の活動を調整することができる。

第六十四条

1 経済社会理事会は、専門機関から定期報告を受けるために、適当な措置をとることができる。理事会は、理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置について報告を受けるため、国際連合加盟国及び専門機関と取極を行うことができる。

2 理事会は、前記の報告に関するその意見を総会に通報するこ

とができる。

第六十五条

経済社会理事会は、安全保障理事会に情報を提供することができる。経済社会理事会は、また、安全保障理事会の要請があつたときは、これを援助しなければならない。

第六十六条

- 1 経済社会理事会は、総会の勧告の履行に関して、自己の権限に属する任務を遂行しなければならない。
- 2 理事会は、国際連合加盟国の要請があつたとき、又は専門機関の要請があつたときは、総会の承認を得て役務を提供することができる。
- 3 理事会は、この憲章の他の箇所に定められ、又は総会によつて自己に与えられるその他の任務を遂行しなければならない。

表決

第六十七条

- 1 経済社会理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。
- 2 経済社会理事会の決定は、出席し且つ投票する理事国の過半数によつて行われる。

手続

第六十八条

経済社会理事会は、経済的及び社会的分野における委員会、人權の伸張に関する委員会並びに自己の任務の遂行に必要なその他の委員会を設ける。

第六十九条

経済社会理事会は、いずれの国際連合加盟国に対しても、その加盟国に特に関係のある事項についての審議に投票権なしで参加するように勧誘しなければならない。

第七十条

経済社会理事会は、専門機関の代表者が理事会の審議及び理事会の設ける委員会の審議に投票権なしで参加するための取極並びに理事会の代表者が専門機関の審議に参加するための取極を行うことができる。

第七十一条

経済社会理事会は、その権限内にある事項に係のある民間団体と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後、国内団体との間に行うことができる。

第七十二条

- 1 経済社会理事会は、議長を選定する方法を含むその手続規則を採択する。
- 2 経済社会理事会は、その規則に従つて必要があるときに会合する。この規則は、理事国の過半数の要請による会議招集の規定を含まなければならない。

第十一章 非自治地域に関する宣言

第七十三条

人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のことを行う義務を神聖な信託として受諾する。

a 関係人民の文化を充分に尊重して、この人民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩、公正な待遇並びに虐待からの保護を確保すること。

b 各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を發達させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の漸進的發達について人民を援助すること。

c 國際の平和及び安全を増進すること。

d 本条に掲げる社会的、經濟的及び科学的目的を實際に達成するために、建設的な發展措置を促進し、研究を奨励し、且つ、相互に及び適当な場合には専門國際団体と協力すること。

e 第十二章及び第十三章の適用を受ける地域を除く外、前記の加盟国がそれぞれ責任を負う地域における經濟的、社会的及び教育的状態に関する専門的性質の統計その他の資料を、安全保障及び憲法上の考慮から必要な制限に従うことを条件として、情報用として事務総長に定期的に送付すること。

第七十四条

國際連合加盟国は、また、本章の適用を受ける地域に関するその政策を、その本土に関する政策と同様に、世界の他の地域の利益及び福祉に妥当な考慮を払つた上で、社会的、經濟的及び商業的事項に関して善隣主義の一般原則に基かせなければならぬことに同意する。

第十二章 國際信託統治制度

第七十五条

國際連合は、その權威の下に、國際信託統治制度を設ける。この制度は、今後の個々の協定によつてこの制度の下におかれる地域の施政及び監督を目的とする。この地域は、以下信託統治地域という。

第七十六条

信託統治制度の基本目的は、この憲章の第一条に掲げる國際連

合の目的に従つて、次のとおりとする。

a 國際の平和及び安全を増進すること。

b 信託統治地域の住民の政治的、經濟的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに關係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従つて、自治又は獨立に向つての住民の漸進的發達を促進すること。

c 人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人權及び基本的自由を尊重するように奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること。

d 前記の目的の達成を妨げることなく、且つ、第八十条の規定を留保して、すべての國際連合加盟国及びその国民のために社会的、經濟的及び商業的事項について平等の待遇を確保し、また、その国民のために司法上で平等の待遇を確保すること。

第七十七条

1 信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によつてこの制度の下におかれるものに適用する。

a 現に委任統治の下にある地域

b 第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域

c 施政について責任を負う国によつて自發的にこの制度の下におかれる地域

2 前記の種類のうちいずれの地域がいかなる条件で信託統治制度の下におかれるかについては、今後の協定で定める。

第七十八条

國際連合加盟国間の關係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない。

第七十九条

信託統治制度の下におかれる各地域に関する信託統治の条項は、いかなる変更又は改正も含めて、直接関係国によつて協定され、且つ、第八十三条及び第八十五条に規定するところに従つて承認されなければならない。この直接関係国は、国際連合加盟国の委任統治の下にある地域の場合には、受任国を含む。

第八十条

1 第七十七条、第七十九条及び第八十条に基いて締結され、各地域を信託統治制度の下におく個々の信託統治協定において協定されるところを除き、また、このような協定が締結される時まで、本章の規定は、いずれの国又はいずれの人民のいかなる権利をも、また、国際連合加盟国がそれぞれ当事国となつていゝる現存の国際文書の条項をも、直接又は間接にどのようにも変更するものと解釈してはならない。

2 本条1は、第七十七条に規定するところに従つて委任統治地域及びその他の地域を信託統治制度の下におくための協定の交渉及び締結の遅滞又は延期に対して、根拠を与えるものと解釈してはならない。

第八十一条

信託統治協定は、各場合において、信託統治地域の施政を行うについで条件を含み、且つ、信託統治地域の施政を行う当局を指定しなければならない。この当局は、以下施政権者といい、一若しくは二以上の国又はこの機構自身であることができる。

第八十二条

いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む一又は二以上の戦略地区を指定することができる。但し、第四十三条に基いて締結される特別協定

を害してはならない。

第八十三条

1 戦略地区に関する国際連合のすべての任務は、信託統治協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、安全保障理事会が行う。

2 第七十六条に掲げる基本目的は、各戦略地区の人民に適用する。

3 安全保障理事会は、国際連合の信託統治制度に基く任務で戦略地区の政治的、経済的、社会的及び教育的事項に関するものを遂行するために、信託統治理事会の援助を利用する。但し、信託統治協定の規定には従うものとし、また、安全保障の考慮が妨げられてはならない。

第八十四条

信託統治地域が国際の平和及び安全の維持についてその役割を果たすようにすることは、施政権者の義務である。このため、施政権者は、この点に関して安全保障理事会に対して負う義務を履行するに当つて、また、地方的防衛並びに信託統治地域における法律及び秩序の維持のために、信託統治地域の義勇軍、便益及び援助を利用することができる。

第八十五条

1 戦略地区として指定されないすべての地区に関する信託統治協定についての国際連合の任務は、この協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、総会が行う。

2 総会の権威の下に行動する信託統治理事会は、前記の任務の遂行について総会を援助する。

第十三章 信託統治理事会

構成

第八十六条

- 1 信託統治理事会は、次の国際連合国で構成する。
 - a 信託統治地域の施政を行う加盟国
 - b 第二十三条に名を掲げる加盟国で信託統治地域の施政を行つていないもの
 - c 総会によつて三年の任期で選挙されるその他の加盟国。その数は、信託統治理事会の理事国の総数を、信託統治地域の施政を行う国際連合加盟国とこれを行つていないものとの間に均分するのに必要な数とする。
- 2 信託統治理事会の各理事国は、理事会で自国を代表する特別の資格を有する者一人を指名しなければならない。

任務及び権限

第八十七条

- 総会及び、その権威の下に、信託統治理事会は、その任務の遂行に当つて次のことを行うことができる。
- a 施政権者の提出する報告を審議すること。
 - b 請願を受理し、且つ、施政権者と協議してこれを審査すること。
 - c 施政権者と協定する時期に、それぞれの信託統治地域の定期視察を行わせること。
 - d 信託統治協定の条項に従つて、前記の行動その他の行動をとること。

第八十八条

信託統治理事会は、各信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩に関する質問書を作成しなければならない。また、総会の権限内にある各信託統治地域の施政権者は、この質問書に基づいて、総会に年次報告を提出しなければならない。

表決

第八十九条

- 1 信託統治理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。
- 2 信託統治理事会の決定は、出席し且つ投票する理事国の過半数によつて行われる。

手続

第九十条

- 1 信託統治理事会は、議長を選定する方法を含むその手続規則を採択する。
- 2 信託統治理事会は、その規則に従つて必要があるときに会合する。この規則は、理事国の過半数の要請による会議招集の規定を含まなければならない。

第九十一条

信託統治理事会は、適当な場合には、経済社会理事会及び専門機関がそれぞれ関係している事項について、両者の援助を利用する。

第十四章 国際司法裁判所

第九十二条

国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関である。この裁判所は、附属の規程に従つて任務を行う。この規程は、常設国際司法裁判所規程を基礎とし、且つ、この憲章と不可分の一体をなす。

第九十三条

- 1 すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる。
- 2 国際連合加盟国でない国は、安全保障理事会の勧告に基づいて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国と

なることができる。

第九十四条

- 1 各国際連合加盟国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、国際司法裁判所の裁判に従つことを約束する。
- 2 事件の一方の当事者が裁判所の与える判決に基いて自国が負う義務を履行しないときは、他方の当事者は、安全保障理事会に訴えることができる。理事会は、必要と認めるときは、判決を執行するために勧告をし、又はとるべき措置を決定することができる。

第九十五条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国が相互間の紛争の解決を既に存在し又は将来締結する協定によつて他の裁判所に付託することを妨げるものではない。

第九十六条

- 1 総会又は安全保障理事会は、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えるように国際司法裁判所に要請することができる。
- 2 国際連合のその他の機関及び専門機関でいずれかの時に総会の許可を得るものは、また、その活動の範囲内において生ずる法律問題について裁判所の勧告的意見を要請することができる。

第十五章 事務局

第九十七条

事務局は、一人の事務総長及びこの機構が必要とする職員からなる。事務総長は、安全保障理事会の勧告に基いて総会が任命する。事務総長は、この機構の行政職員の長である。

第九十八条

事務総長は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会及び信託

統治理事会のすべての会議において事務総長の資格で行動し、且つ、これらの機関から委託される他の任務を遂行する。事務総長は、この機構の事業について総会に年次報告を行う。

第九十九条

事務総長は、国際の平和及び安全の維持を脅威すると認める事項について、安全保障理事会の注意を促すことができる。

第一百条

- 1 事務総長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務総長及び職員は、この機構に対してのみ責任を負う国際的職員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動も慎まなければならない。
- 2 各国際連合加盟国は、事務総長及び職員の責任のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者を左右しようとしなことを約束する。

第一百一条

- 1 職員は、総会が設ける規則に従つて事務総長が任命する。
- 2 経済社会理事会、信託統治理事会及び、必要に依りて、国際連合のその他の機関に、適当な職員を常任として配属する。この職員は、事務局の一部をなす。
- 3 職員の雇用及び勤務条件の決定に当つて最も考慮すべきことは、最高水準の能率、能力及び誠実を確保しなければならないことである。職員をなるべく広い地理的基礎に基いて採用することの重要性については、妥当な考慮を払わなければならない。

第十六章 雑則

第一百一条

- 1 この憲章が効力を生じた後に国際連合加盟国が締結するすべ

ての条約及びすべての国際協定は、なるべくすみやかに事務局に登録され、且つ、事務局によつて公表されなければならない。

2 前記の条約又は国際協定で本条1の規定に従つて登録されていないものの当事国は、国際連合のいかなる機関に対しても当該条約又は協定を援用することができない。

第二百三条

国際連合加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する。

第二百四条

この機構は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各加盟国の領域において享有する。

第二百五条

1 この機構は、その目的の達成に必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。

2 これと同様に、国際連合加盟国の代表者及びこの機構の職員は、この機構に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

3 総会は、本条1及び2の適用に関する細目を決定するために勧告をし、又はそのために国際連合加盟国に条約を提案することができるとができる。

第十七章 安全保障の過渡的規定

第二百六条

第四十三条に掲げる特別協定でそれによつて安全保障理事会が第四十二条に基く責任の遂行を開始することができるものと認めるものが効力を生ずるまでの間、千九百四十三年十月三十日にモスクワで署名された四国宣言の当事国及びフランスは、この宣言の第五

項の規定に従つて、国際の平和及び安全の維持のために必要な共同行動をこの機構に代つてとるために相互に及び必要に応じて他の国際連合加盟国と協議しなければならない。

第二百七条

この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であつた国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

第十八章 改正

第二百八条

この憲章の改正は、総会の構成国の三分の二の多数で採択され、且つ、安全保障理事会のすべての常任理事国を含む国際連合加盟国の三分の二によつて各自の憲法上の手続に従つて批准された時に、すべての国際連合加盟国に対して効力を生ずる。

第二百九条

1 この憲章を再審議するための国際連合加盟国の全体会議は、総会の構成国の三分の二の多数及び安全保障理事会の九理事国の投票によつて決定される日及び場所で開催することができる。

2 各国際連合加盟国は、この会議において一個の投票権を有する。

3 全体会議の三分の二の多数によつて勧告されるこの憲章の変更は、安全保障理事会のすべての常任理事国を含む国際連合加盟国の三分の二によつて各自の憲法上の手続に従つて批准された時に効力を生ずる。

3 この憲章の効力発生後の総会の第十回年次会期までに全体会議が開催されなかつた場合には、これを招集する提案を総会の第十回年次会期の議事日程に加えなければならない。全体会議は、総会の構成国の過半数及び安全保障理事会の七理事国の投票に

よつて決定されたときに開催しなければならない。

第十九章 批准及び署名

第一百十条

- 1 この憲章は、署名国によつて各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。
- 2 批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託される。同政府は、すべての署名国及び、この機構の事務総長が任命された場合には、事務総長に対して各寄託を通告する。
- 3 この憲章は、中華民国、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国及びその他の署名国の過半数が批准書を寄託した時に効力を生ずる。批准書寄託調書は、その時にアメリカ合衆国政府が作成し、その謄本をすべての署名国に送付する。
- 4 この憲章の署名国で憲章が効力を生じた後に批准するものは、各自の批准書の寄託の日に国際連合の原加盟国となる。

第一百十一条

この憲章は、中国語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、アメリカ合衆国政府の記録に寄託しておく。この憲章の認証謄本は、同政府が他の署名国の政府に送付する。

以上の証拠として、連合政府の代表者は、この憲章に署名した。

千九百四十五年六月二十六日にサン・フランシスコ市で作成した。